

入札監理小委員会  
第744回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第744回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年7月29日（火）14：42～15：55

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

○京都国立近代美術館来館者対応業務（独立行政法人国立美術館）

○国立新美術館アートライブラリー運営業務（独立行政法人国立美術館）

### 3. 閉会

#### <出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査  
尾花専門委員、和田専門委員

#### （京都国立近代美術館来館者対応業務）

独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館  
総務課  
阿部課長  
松本係員

#### （国立新美術館アートライブラリー運営業務）

独立行政法人国立美術館 国立新美術館  
総務課  
中臺課長  
福田管理室長  
奥村係員  
学芸課  
伊村情報資料室長

#### （事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、平井企画官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第744回入札監理小委員会を開催します。

初めに、京都国立近代美術館来館者対応業務の実施要項（案）について、独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館総務課阿部課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○阿部課長 よろしくお願ひいたします。ただいま御紹介いただきました京都国立近代美術館総務課長の阿部と申します。本日はよろしくお願ひいたします。それから、もう一名、総務課会計係の松本が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。京都国立近代美術館来館者対応業務につきまして御説明させていただきます。

まず初めに、資料A-3「京都国立近代美術館来館者対応業務の概要」のほうを御覧ください。当館施設の概要から御説明申し上げます。

右下の4、施設の概要を御覧ください。京都国立近代美術館は、京都市左京区の平安神宮などが有名な観光エリアである岡崎公園の敷地内にございます。敷地面積は約5,000平米、昭和61年、1986年竣工ですので、来年で築40年を迎えます。地上4階・地下1階の5層の構造となっておりまして、3階及び4階が展示室、地下に収蔵庫を配置しておりまして、延べ床面積が約1万平米の施設でございます。

左上ですが、1、業務概要にございますように、当館の使命は、館内の安全・秩序維持を図り、美術作品の保護や事故の防止に努めて来館者が快適に美術館を利用できる環境を提供することございまして、そのために、受付案内・観覧券販売・検札・監視・警備等の業務を連携させて運営をしております。

その下、2、具体的な業務内容にございますとおり、統括業務、入館対応業務、監視業務、内覧会等運営補助業務、イベント運営補助業務、警備業務の6業務に分けられます。

右上、3、来館者数の推移につきましては、記載のとおりでございます。外国人数につきましては、コロナの影響が残っております令和4年度は低い数字になってございます。それ以降は15%前後を維持してございます。

以上が業務概要でございます。

続きまして、資料A-4「京都国立近代美術館来館者対応業務に係る契約状況等の推移」、こちらを御覧ください。こちらが直近の過去3回分の契約状況になってございます。いずれも3年の複数年契約を実施しております。過去3回とも1者入札が続いておりまして、競争性に課題があるということで、今回、市場化テストの対象事業として選定されてお

ます。今期が第1期となります。

時系列で順番に御説明を申し上げます。平成29年度から令和元年度の入札では、最低価格落札方式で実施をいたしまして、説明会には2者の参加がございましたが、応札は1者でした。応札しなかった1者にヒアリングを実施したところ、従事者に求める業務経験・能力が過度に高いという御意見でございました。

次の令和2年度から4年度の入札では、初めて総合評価落札方式を取り入れ、説明会には7者の参加があったのですが、最終的な応札者は1者となりました。しかし、入札は不調に終わりまして、不落による随意契約により契約を実施した経緯がございます。入札不参加の6者中ヒアリングに応じた2者からの御意見では、入札説明会等の書類を電子データで入手したい、契約履行開始時期としてこの時期では対応できないといったものでございました。競争性改善のための取組といたしまして、入札公告期間を16日間確保から23日間確保とし、入札説明会を導入いたしました。

現在の契約期間である令和5年度から7年度の入札では、引き続き総合評価落札方式を取り入れ、説明会には3者の参加がございました。結果は、まともや1者入札という現状でございます。入札不参加の2者中ヒアリングに応じた1者からは、応札日までに準備が整わなかったという御意見をいただきました。

以上を踏まえまして、今回、令和8年度から10年度の入札におきましては、競争性改善の取組といたしまして、資格要件の緩和、入札スケジュールの改善、仕様書の明確化等を予定してございます。

次に、競争性改善の取組について項目ごとに詳しく御説明申し上げます。資料A-2「京都国立近代美術館来館者対応業務における民間競争入札実施要項（案）」、こちらを御覧ください。

まずは、36分の8ページ、こちらを御覧ください。4、入札に参加する者の募集に関する事項、(1)、入札の実施手続及びスケジュールでございます。先ほども触れましたが、入札スケジュールの改善といたしまして大きく4点の取組を実施いたします。

1点目といたしまして、入札公告の開始時期を従来の1月から2か月前倒しし、11月開始に変更をいたしました。これは、この後の項目とも関連いたしますが、応札者の準備期間をしっかりと確保し、新規の業者でも参加しやすくするための取組でございます。

2点目といたしまして、入札公告期間を従来の22日間から約40日間に大幅に延長をいたしました。これは、周知期間の確保及び入札書類の準備期間をしっかりと確保すること

で、入札情報が広く行き渡ること、準備が間に合わないというような理由で入札を見送る事業者がなくなることを期待した取組でございます。

3点目といたしまして、公告開始時期の前倒しに伴い、入札説明会の開催時期を2か月前倒しするとともに、開催回数を従来の1回から2回に増加をいたしました。これは、複数回開催するという機会確保により、入札説明会に日程調整の面で参加しやすくするのみでなく、2回とも参加することを可能とすることで、より業務の把握ができるようになることを狙った取組でございます。

最後、4点目でございますが、業務の引継ぎ期間を従来の39日間から50日間に延長いたします。新規事業者にとりまして、業務の引継ぎは重要な関心事項でございます。より長期の引継ぎ期間を確保することで、新規事業者の参入障壁緩和につなげる取組でございます。

続きまして、36分の8ページ、御覧いただいているページの上のほうになりますが、3、入札参加資格に関する事項、(9)、各業務の実施に当たり必要な入札資格でございます。②の1行目後半部分ですが、「過去5年以内に、延床面積5,000平米以上を有する建物において」と記載がございます。これは、美術館・博物館など同種施設での業務実績を求める項目でございまして、従来は6,500平米以上としておりました。冒頭の同館施設の概要説明でも申し上げましたが、当館の延べ床面積は約1万平米でございますので、従来は約3分の2の6,500平米としておりましたところ、今回、約2分の1に緩和をいたしまして、5,000平米とさせていただきます。これは、入札参加資格の業務実績要件を緩和することで、入札参加事業者が増えることを期待した取組でございます。

続きまして、36分の20ページ、こちらを御覧ください。別添資料2「従来の実施状況に関する情報の開示」でございます。この資料に関しましては、大きく2点のポイントがございます。

1つは、2、従来の実施に要した人員につきまして、警備業務と警備業務以外で区分を設けまして、それぞれの人数を記載しております。入札参加共同企業体での参加を考慮いたしまして、警備業務と警備業務以外との合計人数を記載せず、区分して記載したほうが新規事業者にはイメージしやすいと考えました。

2つ目は、36分の21ページになりますが、5、従来の実施方法の欄に組織体制図を記載いたしました。組織及び連絡体制を図式化することで、人員配置や責任体制の構築に寄与するものと考えてございます。

これらのことから、開示情報をより詳しく明確化することで、新規事業者の参入障壁緩和につながる取組でございます。

続きまして、36分の22ページ以降に掲載されております別添資料3、仕様書の明確化について御説明を申し上げます。こちらについては、大きく2点ございます。

まず、1点目は、事業者が発注者へ提出する書類の提出時期を明記したことでございます。具体的には次の2か所ございます。まずは、36分の26ページ、こちらを御覧ください。中段下の18、サービスの質の向上のための検討、こちらの項目でございますが、この1行目終盤に「毎年度3月を目途に」と追記をいたしました。次に、36分の28ページをお願いいたします。中段あたりですが、I、共通事項、(3)、注意事項、②の2行目になります。「前月18日頃までに提出」と追記をいたしました。

2点目は、入館対応業務に求められる外国語能力について緩和及び明確化をいたしました。具体的には次の2か所ございます。まずは、36分の30ページを御覧ください。2、入館対応業務、(1)、要件、②でございます。従来は、日本語を話す来館者と同等の対応ができることというハードルが高く、かつ曖昧な表現であったところ、英語を用いて日常会話程度の軽易な対応、または自動翻訳機等の活用などによる対応ができることといたしました。36分の31ページ、3、監視業務、(1)、要件、①、こちらも同様の表記に変更をしております。

次に、36分の31ページの最上段、(6)、注意事項、①でございます。従来は、英会話能力が特に優れている者を常時1名以上配置としておりましたが、外国語を話す来館者に対して、特に英語が堪能な者(TOEICスコア600点以上、英検2級以上程度)を常時1名配置といたしまして、TOEICスコアや英検等の具体的な基準を示しました。

仕様書の明確化を行うことにより、業務フローの具体化や適正な人員配置をしやすくなり、特に新規参入業者にとっては入札に参加しやすい環境が整うものと考えてございます。

以上、御説明させていただきましたとおり、資格要件の緩和、入札スケジュールの改善、仕様書の明確化を通して、競争性の改善及びサービスの質の向上を目指していきたいと考えております。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○事務局 岡本委員、手を挙げられていますでしょうか。

○中川主査 岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 よろしいでしょうか。

○中川主査 どうぞ。

○岡本副主査 どうも御説明ありがとうございました。

実施要項（案）を読ませていただきまして、10点ばかり御指摘、確認させていただきたい事項があります。1つずつ御指摘いたしますので、本日御回答が無理であったら、後日事務局を通して御回答いただければと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

では、まず第1点目ですけれども、36分の6ページ、1.4、委託費の支払方法というところがございますね。その2パラ目の全体を通して8行目になるのでしょうか、「質の達成状況に応じた金額を民間事業者に支払うものとする」という記述があるのですけれども、この質の達成状況に応じた金額というのはどのように積算なされるのでしょうか。できればその積算方法をあらかじめ明示できないかなと考えているのですが、いかがでしょうか。

○松本係員 1.4の「質の達成状況に応じた金額を民間事業者に支払うものとする」ですね。かしこまりました。積算状況等ですけれども、こちらに関しましては、御質問の意図と違っていたら申し訳ないのですが、達成状況がもしこちらが求めているものよりも満たしていないものがあつた場合に、例えば減額なり何なりをするという基準かと存じますが、基本的にこちらの過去の事例ですと、こういった減額して支払うといった事例は特になかったもので、具体的に積算方法が現時点で決まっているものではございません。

○岡本副主査 それでは、御検討していただいて、何らかの記述ができれば、この要項（案）の中に記入していただけるという形で御検討いただけますか。

○松本係員 かしこまりました。それでは、こちらのほうで検討して、後日回答いたします。

○岡本副主査 御検討ください。

それでは、2点目ですけれども、36分の7ページ、3ポツ、入札参加資格に関する事項の（4）です。「11.（4）の評価委員会」と書いてありますが、これは多分（5）の間違いだと思しますので、御確認ください。

○松本係員 かしこまりました。

○岡本副主査 これは後で確認していただければ結構です。

○松本係員 ありがとうございます。

○岡本副主査 次に、3点目ですけれども、36分の11ページ、(2)、落札者決定に当たっての評価方法という項目がございまして、その②の留意事項、1)で入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合はという限定を付されていますよね。

○松本係員 はい。

○岡本副主査 ここは、予定価格の一定割合に満たないという言い方をする必要があるのでしょうか。もしあるのであれば、一定割合というのがどの程度のものなのかということを示したほうがいいのかと思うのですけれども、これも検討していただければ結構です。

○松本係員 かしこまりました。36分の11ページの(2)の②の留意事項の最初の、1個目の括弧ですね。

○岡本副主査 そうです。

○松本係員 一定割合に満たない場合とここに記載しておりますのは、当方の想定といたしましては、低入札価格調査制度に言及したものでございまして、この一定割合というものは予定価格が定まってから決まるものになるので、現段階では具体的に何%であるというところがお示しできないところです。

○岡本副主査 なるほど。恐らくほかの実施機関もそのように回答されるのですけれども、例えば今日の審議事項、もう一つの案件のアートライブラリーのほうが同じような条件にあると思うのですが、要項(案)上は一定割合に満たない場合という限定は付されていないのですよね。

○松本係員 さようでございますか。

○岡本副主査 なので、必ずしも「一定割合に満たない場合は」と書かなくてもいいような気が私はするのです。ですので、その書きぶりというのを独立行政法人の中で統一されたほうがいいのではないかなという趣旨もありますので、これも御検討ください。

○松本係員 かしこまりました。検討いたします。

○岡本副主査 次に、その下の、同じ②の留意事項のカの経営状況、キの信用状況で、その下のほうです。1)の下のほうのカ、経営状況、キ、信用状況は具体的に何を調査されるかというのを後で教えていただければ結構です。

○松本係員 かしこまりました。後日また改めて回答いたします。

○岡本副主査 よろしく願いいたします。それから、次に、36分の12、(3)があ

りますね。初回の入札で落札が決定しなかった場合の取扱いについてというところの2段落目、全体の8行目かな、「入札対象事業を自ら実施することなどができる」と書いてありますね。この「など」というのはどのようなものが含まれるかというのを確認させてください。

○松本係員 かしこまりました。36分の12ページの冒頭の(3)の中の「入札対象事業を自ら実施することなど」の「など」について。

○岡本副主査 はい。その「など」というのはどんなことがありますかという質問です。

○松本係員 このように記載しておりますが、基本的に入札対象事業を京都国立近代美術館自らが実施するということは今回の件についてはあまり想定しておりませんで、法人の規則に基づいて、再度公告で落札者が決定しなかった場合は随意契約に移行することになりますので、そちらのほうを想定して「など」という表現が出ております。

○岡本副主査 なるほど。そうすると、入札対象事業者自ら実施することができるのではないわけですね。随意契約を結ばれる方向に。

○松本係員 そうですね。

○岡本副主査 であれば、もう少し分かりやすい書きぶりがあるのかもしれないなと思いましたので、御検討いただければ結構です。

○松本係員 かしこまりました。検討いたします。

○岡本副主査 すみません。それから、次は20ページです。先ほど御説明いただいた別添資料2ですが、情報開示でどんどん情報を出していただきたいので、非常にありがたいことなのですけれども、例えばですが、業務内容が統括管理業務云々に分かれているにもかかわらず、全て金額は丸めた数字が入っていますよね。とか、2番の従来の実施に要した人員の中でも、警備業務以外のところは詳細に書いてありますけれども、この警備業務以外のところをもう少しブレークダウンとかできないものなのではないでしょうか。趣旨は、もう少し細かい情報が出ないかということです。

○松本係員 36分の20ページの別添資料2の、まず1の従来の実施に要した経費の業務内容の項目ごとに内訳金額が表記されていないことと、次の2番目の従来の実施に要した人員のことでしょうか。

○岡本副主査 85,695千円という数字がずっと書いてありますけれども、それは業務ごとにもう少し分解はできないものなのではないかということです。

○松本係員 かしこまりました。分解できるか確認し、また検討した上で、後日回答させ

ていただきます。

○岡本副主査 よろしくお願ひいたします。

それと、2のほうも、警備業務以外で45人、43人と書いてありますけれども、そこももう少しブレークダウンできませんかという趣旨です。

○松本係員 かしこまりました。こちらについても、また後日回答させていただきます。

○岡本副主査 よろしくお願ひします。次は、たくさんあって恐縮ですが、36分の24ページ、8、共催展の取扱いに関する規定が書いてあるところですが、仕様書のほうです。ここの文章の意味が、私はよく分からないのです。教えていただきたいと思います。ここは今教えていただきたいのですけれども、②で「当館と共催者との取り決めにより、本請負の一部の経費を共催者が負担することがあり、この場合は業務の請負先の選択権は共催者が有する」と書いてありますね。この意味は、ここで言う業務というのは、共催者が経費を負担した業務のことを指していらっしゃるのですか。

○松本係員 こちらに関しましては、36分の24ページの8番の②の件ですが、共催者と展覧会を開催する場合、費用負担を共催者が持つ場合がございまして、その場合、共催者からの請求先が、当館が窓口になって当館にまとめて来る場合と、共催者から事業者のほうに直接行く場合がございまして、こちらを共催者のほうが選択するという意図で記載しております。

○岡本副主査 ②に書いてある文章で、「この場合は業務の請負先の選択権は共催者が有する」とありますよね。ここで言う業務の請負先の業務というのはどの範囲ですか。これは、共催者が経費を負担した業務という意味ですか。

○松本係員 そうですね。おっしゃるとおりになります。

○岡本副主査 であれば、もう少し工夫ができないかなと。どういう意味なのだろうと考えて、読んでいたら詰まっちゃいますので、考えていただければなと思うのです。

○松本係員 かしこまりました。表現についてはまた検討させていただきます。

○岡本副主査 それと、次に③がありますよね。③の最後、「この場合、共催展開催期間の業務委託費は実態に応じて調整するものとする」と書いてありますよね。この最後の文章の意味が分からないのです。これは具体的に何をどのように調整するのですか。

○松本係員 共催展の共催者が請負者を採用しなかった場合、共催者負担に係る業務が発生していないものとみなして請負体制を整える。この場合、共催展開催期間の業務委託費は実態に応じて調整するものとするということです。

○岡本副主査 これ、文章の意味がどういう意味なのだろうと思ったので、御説明いただけますか。

○松本係員 こちら、申し訳ないですけれども、一度持ち帰らせていただいて後日、回答させていただきます。

○岡本副主査 結構です。後で御説明いただければ結構です。

○松本係員 申し訳ないです。

○岡本副主査 それと、すみません、25ページ、次のページですね。13ポツの業務内容の一部変更というのがありますよね。その②、「変更にかかる業務委託費の増減は入札金額内訳書の金額を適用するものとする」とありますけれども、これもどういう意味なのですか。

○松本係員 36分の25の13ポツの②の部分、「変更にかかる業務委託費の増減は入札金額内訳書の金額を適用する」、こちら、度々申し訳ないですけれども、後日回答させていただきますてもよろしいですか。

○岡本副主査 初めて見た人も分かるような記述をしていただければありがたいなということがありますので、すみませんが、よろしくをお願いします。

○松本係員 かしこまりました。

○岡本副主査 もう少しです。すみません。36分の29ページ、(3)の業務の時間帯という上のほうですけれども、休館日が9時30分から17時までと書いてありますよね。この休館日というのは何ですか。上に書いてある全館休館日、一斉休業日及び工事に伴う休館日を除く休館日ということですか。

○松本係員 こちらに関しては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、通常のお客様が来館できないという意味での休館日になります。

○岡本副主査 お客様が来館できない休館日というのは、全館休館日、一斉休業日、工事を伴う休業日以外にもあるのですね。

○松本係員 はい。基本的に当館は毎週月曜日が休館日になっておりまして、あと、そういった日にも職員は出勤することになっていますので、そういった意味で書いております。

○岡本副主査 そうすると、全館休館日というのは、京都国立近代美術館全体が閉まる日という意味ですか。

○松本係員 職員の出勤もできない日になります。

○岡本副主査 なるほど。職員の出勤もできない日を全館休館日と言っておられて、そう

じゃない、お客様が来られない休館日もあると。そのお客様がいない休館日ということですね。

○松本係員 はい。

○岡本副主査 そうしたら、今言われたような趣旨のことをどこかで説明されたほうがいいのではないですかね。

○松本係員 かしこまりました。

○岡本副主査 すみません。それと、一斉休業日というのは何ですか。

○松本係員 こちらに関しましては、独立行政法人国立美術館内の各美術館において、それぞれ任意の2日を全館休館日にするという規則がありまして、毎年日付が違うので、これを一斉休業日と呼んでいます。

○岡本副主査 それは全館休館日とは違うのですか。

○阿部課長 すみません、補足させていただきますと、全館休館日と申しますのが、大体年末年始の休みですとか、ここに書いている停電による休館日、こちらはもう一切職員が建物に入れない休業日ということになります。一斉休業日と申しますのは、各館で任意に年2日設定している休業日として、これは不定期といいますか、毎年何日と何日と決めておりますので、特に毎年何日と決まっているものではなく、任意の休業日です。

○岡本副主査 そうすると、今総務課長が説明されたような注意書きみたいなのをどこかに書いていただいたら結構かなと思います。

○阿部課長 ありがとうございます。

○岡本副主査 すみません、最後です。

36分の34ですが、業務を要する日として全館休館日及び一斉休業日を除く全ての日とされていますけれども、警備業務というのは、全館休館日あるいは一斉休業日においても警備を行う必要があるのではないのでしょうかという質問です。

○松本係員 そちらに関しましては、先ほども申し上げたとおり、職員が出勤できない日になりまして、機械ロックをかけてしまうのです。なので、警備の者も出勤しない日になります。

○岡本副主査 分かりました。そうしたら結構です。ありがとうございます。長くてすみません。メールで事務局を通して今の質問をお送りいたします。

○松本係員 よろしく申し上げます。

○中川主査 ほかに御意見や御質問のある委員はいらっしゃいますか。石田委員、お願い

いたします。

○石田副主査 石田です。すみません、私からは3点お願いします。

まず、36分の31ページですが、注意事項の①に「外国語を話す来館者に対して、特に英語が堪能な者（TOEICスコア600点以上、英検2級以上程度）を常時1名以上配置し」とあるのですが、その前のページの入館対応業務の要件の②と、同じ31ページの監視業務の要件の①は「自動翻訳機等の活用などによる対応ができること」となっています。この「自動翻訳機等の活用などによる対応ができること」というのは、今、生成AI等が非常に進歩していますので、大変よいことだなと思っているのですが、なぜ（6）の注意事項にTOEICスコア600点以上と英検2級以上を常時1名配置が残っているのか。これはなくてもいいのではないかと。英検2級はそれほど堪能だとは思いませんので、ここはなくしていただくよう御検討いただけたらと思います。御検討くださいなので、まずこれが1つ。

次、2つ目が、36分の8の（9）の各業務の実施に当たり必要な入札資格のところ、①美術館・博物館において、同種業務請負契約の実績が過去5年以内に通算して12か月以上、次、②は、警備業の認定を受けており、過去5年以内に延べ床面積5,000平米以上を有する建物の警備実績が12か月以上継続してある者とありますが、質問は、これはまだ厳し過ぎるということはないですかと。この2つの要件を課したときに、入札に手が挙がると思われる者というのはどのぐらいいるのか、見込みみたいなものですね。そんなに厳しい要件じゃないよというようなことが分かるのであれば、それを教えていただきたいというのが2つ目。

3つ目が、今度は資料A-4のところなのですが、令和2年度から4年度の入札不参加に対するヒアリング状況及び結果のところ、6者に対して行ったところ、2者から回答があり、入札説明書等を電子データで入手したいとありますが、今は可能なのでしょうか。事業内容の情報開示状況のところ、入札公告期間及びパブリックコメント期間中は閲覧可能となっているのですが、この閲覧可能というのはどういう意味でしょうか。電子データじゃなくて、行って見ないといけないということなのでしょうか。

この3点、すみません、お願いします。

○松本係員 ありがとうございます。まず、いただいた1点目のほうが、36分の30ページ、31ページのあたりのTOEICスコア600点以上、英検2級以上程度の部分の記載ですが、こちら、検討させていただきまして、また後日回答いたします。

2点目ですが、36分の8ページの(9)に関してですが、こちらの要件でどのぐらいの業者が参加見込みであるかというところですが、具体的に何者以上入るだろうという想定は、現時点では不明ですので、こちらも館内で相談して、また御回答いたします。

○石田副主査 これについては、何者という見込みは難しいと思いますので、厳しいのか厳しくないのかというのだけ、私は分からないので、専門の方々にニュアンス的にどうなのかというのを再度御検討いただいて、いや、これはもう十分だということでしたら、それはそれで結構です。

○松本係員 かしこまりました。最後、3点目のところですが、資料A-4の契約状況等の推移の令和2年度から4年度の一番下の枠の部分のヒアリング状況結果で、入札説明書等を電子データで入手したいという意見があって、現在でもこれはできないのかということですが、現在では電子データで配付しておりますので、可能となっております。パブリックコメント等の閲覧については、こちらもウェブ上で公開する予定としております。

○石田副主査 承知しました。どうもありがとうございました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。大見委員、お願いいたします。

○大見副主査 よろしく申し上げます。資料A-2の36分の20についての質問ですけれども、1、従来の実施に要した経費とあって、令和5年度、令和6年度、令和7年度ということを書いてあるのですけれども、その下の業務内容のところは令和3年度、令和4年度、令和5年度と書いてあって、金額は同じ85,695千円となっているのですけれども、これは5年度、6年度、7年度の間違いではなくて、3年度、4年度、5年度もこの金額だったということでもいいのですかね。

○松本係員 こちらは令和5年度、6年度、7年度の誤りでございます。申し訳ございません。

○大見副主査 そうですね。分かりました。その確認でした。以上です。

○中川主査 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 1点教えてください。

共通事項のところの(1)の要件の②「従事者は請負者により雇用保険に加入している者であること」というのは、恐らく派遣会社から派遣された人じゃ駄目だとか、アルバイトの人じゃ駄目だとか、何かそのような御意向があってこのような御提案をされているのか

など思ったのですが、合っていますかということと、特に必要であると考えている理由を教えてください。

○松本係員 かしこまりました。こちらについてですが、申し訳ないのですけれども、改めて確認の上、後日事務局を通して回答させていただきます。

○尾花専門委員 ありがとうございます。別にこの条件が悪いと言っているわけではないのです。きちんとした業務の履行をしてもらうために、直接雇用の方がいいのであるとお考えになっているのであれば、それはそれでいいかと思うのですが、その辺りを教えてください。

あと、もう一点は36分の18ですが、ここで警備の実績要件のことが書かれているように思うのですが、評価項目一覧表のところですか。監視業務について、従事予定者の業務歴が過去5年以内に延べ床面積5,000平方メートル以上を有する美術館・博物館で、同一箇所において12か月以上継続して勤務した実績があるかというのは、加点として要求されているという理解ですか。

○松本係員 そうです。

○尾花専門委員 基礎点ではないということですね。

○松本係員 はい。

○尾花専門委員 これは、資格要件のところに出ているのとは違うことを要求されているということですか。

○松本係員 資格要件の欄に記載しているものは、警備業務のほうの記載になります。

○尾花専門委員 なるほど。警備と監視は違うんですね。

○松本係員 はい。

○尾花専門委員 分かりました。そうすると、警備のところはこれは基礎点でどこかに入っているという感じですか。基礎点のところは、資格のところは点数として勘案していないというイメージですかね。

○松本係員 警備に関しましては、基礎点で資格要件に記載されているものが満たされているかというところを勘案しております。

○尾花専門委員 なるほど、資格要件に。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○松本係員 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょう

か。

では、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。御質問いただきまして、ありがとうございました。

まず、最初に確認でございますが、岡本委員から10点ほど確認したいという旨のお話がありました。委員会の中での御質問といたしまして、まず、36分の6、質の達成状況に応じた金額、例えば積算方法はというようなことで、これについては後日御回答差し上げるとい点がございます。それをはじめといたしまして、後ほどメールでいただけるということです、また回答案を御用意いたしまして、委員の皆様にはお配りをしたいと存じます。

続きまして、石田委員からでございます。3点ほど御質問がありました。まず、1点目でございますけれども、36分の31の英語を話せることの仕様に関する記載でございます。こちらに関しまして、特に31ページのほうに関しまして、TOEIC600点、英検2級に関するのことは検討するということで、後日御回答差し上げたいと存じます。また、36分の8でございます。要件緩和をいたしまして、まだこれが厳しいかどうかの確認をするということで、これも検討後御回答申し上げるといことでございます。それから、A-4でございます。これは電子データで全て行っているということで、こちらは特段よろしいかと存じます。

続きまして、大見委員からでございます。36分の20ページ、年度の修正ということで、後日修正をさせていただきます。

続きまして、尾花委員からでございます。まず、36分の28ページでございます。雇用保険の加入についての記載のところでございますが、派遣会社、アルバイトの可否、それと、その理由ということで、こちらは後日回答ということでございます。あと、警備の関係につきましては、今お答えがあったとおりと存じます。

事務局からは以上でございますが、よろしいでしょうか。

○阿部課長 結構でございます。ありがとうございました。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、本日の審議を踏まえ、国立行政法人国立美術館京都国立近代美術館におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○阿部課長 ありがとうございます。

○松本係員 ありがとうございます。

○事務局 事務局でございます。京都国立近代美術館様、本日はありがとうございました。  
御審議は以上となりますので、退室ボタン押して御退室されてください。

○松本係員 はい。ありがとうございました。

○阿部課長 ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

(独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館退室)

○中川主査 引き続き小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

○事務局 それでは、国立新美術館様に御入室いただきます。

(独立行政法人国立美術館国立新美術館入室)

○中川主査 それでは、ただいまから第744回入札監理小委員会を再開いたします。

次に、国立新美術館アトライブラリー運営業務の実施要項（案）について、独立行政法人国立美術館国立新美術館総務課中臺課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○中臺課長 それでは、御説明をさせていただきます。独立行政法人国立美術館国立新美術館総務課長の中臺と申します。本日は、当館のアトライブラリー運営業務に関する説明の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。また、不慣れな点、御説明が不十分な点もあるかと存じますが、御審議のほうをよろしく願いいたします。

また、本日、当館から出席しておりますのは、学芸課情報資料室長の伊村、総務課管理室長の福田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、本事業は、令和5年4月4日閣議決定の公共サービス改革基本方針別表において、民間競争入札の対象として選定された事業となっております。

本事業の概要につきまして、資料B-2の3ページを御覧ください。当館は、平成19年に開館し、日本で最大級の展示スペースを生かした多彩な展覧会の開催、美術に関する情報や資料の収集・公開・提供、教育普及などアートセンターとしての役割を果たす新しいタイプの美術館となっております。

市場化テストの対象業務となるのは、このうち当館に設置されておりますアトライブラリーの業務となっております。

当館が掲げております「情報資料の収集・公開を通じて人と芸術をつなぐ美術館」の理念に即した美術図書室運営を行うことを目的としており、多様な美術資料の受入れ、登録、

保存、提供、書架・書庫管理などを遂行します。ライブラリーの蔵書数は、令和7年3月31日時点で17万540冊、令和6年度の来館者数は3万5,539人となっております。主な利用者に関しては、学生、研究者、美術関係者、当法人職員などの調査研究を目的とする方から展覧会の観覧に訪れる一般の来館者まで、幅広い方に御利用いただいているところとなっております。

続きまして、資料B-3の「国立新美術館アートライブラリー運營業務の概要」のほうを御覧ください。

業務内容のほうに関しまして、主に2つございまして、1つ目が閲覧業務、2つ目が登録業務となっております。閲覧業務は、①の閲覧カウンター業務、②の閉架書庫出納、③レファレンス、問合せ、クレームなどの対応記録及び利用統計の作成、④開錠・施錠、複写サービス料金の管理などのアートライブラリーの管理となっております。次に、登録業務に関しまして、①図書、展覧会カタログ、逐次刊行物等資料の登録・装備・整理・所蔵チェック、②書誌、所蔵、装備等データの修正作業、③展覧会カタログ、紀要など当館の刊行物の目次データの作成、④寄贈資料の分類、リスト作成などが主要な業務となっております。詳細につきましては、資料B-2の22、23ページ、また、30から35ページの仕様書別紙1及び2を後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、実施要項（案）の説明をさせていただきます。本事業は、競争性の確保に課題があるとして選定されたものであるため、競争性の確保の改善の観点でポイントと思われる点を中心に御説明させていただきます。

市場化テストの実施に際して行った競争性確保の改善に向けた取組の主なものとしまして、5点説明させていただきます。1点目は競争参加資格要件の緩和、2点目は余裕を持った調達スケジュールの確保、3点目は閲覧資料の充実、4点目はこれまで不開示であった情報の開示、5点目は仕様書の曖昧な表現の明確化となります。

まず、1点目の競争参加資格要件の緩和でございます。資料B-2の7ページに記載しております。前回入札時には、要件として、美術及び視覚芸術に関する専門図書館の運營業務を3年以上継続して同一委託者から請け負った実績を有することとしておりましたが、同一委託者から継続して3年以上といったところが新規に参入する事業者のハードルになってしまっているのではないかと考えたことを考慮しまして、3の（4）のとおり、通算で3年以上の受託をして、それぞれの契約を満了した実績を有することといった形に変更しました。また、その他の競争資格参加資格について、指名停止措置の有無や全省庁統一

資格など必要最小限のものとなるように見直しを行ったところとなっております。

続きまして、2点目の余裕を持った調達スケジュールの確保につきましては、資料B-2の8ページ、4の(1)に記載しております。入札公告から業務開始までのスケジュールが十分余裕を持ったものになるように見直しを行ったものとなっております。具体的には、入札公告開始日から入札書類の提出期限までの期間を20日から40日に延ばすことにしました。また、この見直しにより、質問受付期間も十分に確保できるとともに、応札業者における入札の事前検討や、入札書類などの準備作業などにも充てることのできる時間的な余裕が生まれると考えております。また、前回調達時の落札者決定が1月10日に対し、今回は12月の下旬に前倒しをすることによって、翌年度の準備や引継ぎなどの期間の拡充を図っているものと捉えております。

続きまして、3点目の閲覧資料の充実につきましては、資料B-2の10ページの6の(2)に記載しております。これまでは、落札者のみが閲覧することができたマニュアルや過去の業務請負契約書、利用者からの主な質問及び1か月ごとの対応件数を集計した表について、個人情報に配慮した上で、入札参加予定の者に限り閲覧できるように変更いたしました。

続きまして、4点目の不開示情報の開示につきましては、資料B-2の50ページと51ページのとおりでございます。これまで不開示としておりました複写料収入、利用者統計のコピー枚数のうち、複写代行枚数を新たに開示するとともに、これまで1年度分のみ開示していた登録業務における登録実績については、複数年度開示することといたしました。

続きまして、5点目の仕様書の曖昧な表現の明確化でございます。全体的に伝わりにくい可能性のある表現を見直しております。例えば、資料B-2の22ページ、III-1の4行目に「チラシ・DM等」といったような記載をしておりますが、これまでエフェメラといったような表現としておりました。実際に業界といいますか関係者であればすぐに分かるのですが、関係者じゃなくても分かるように、エフェメラというものはチラシ・DMといったように表現のほうを変更しております。

また、ほかにも23ページ中段にJACプロジェクトというところがありまして、それについても※のほうで説明を明記するようにしております。

さらに、23ページ以降、III-3とIVの各項目につきましては、業務の主語が受託者、業務従事者、統括責任者の誰なのかを明確にするようにしております。

また、24ページの⑬では、本業務で対応いただく金銭の管理・取扱いについて明記しております。これまでは、両替用現金及び複写料収入の管理・取扱いについて、国立新美術館の指示に従って、細心の注意を払い、現金の亡失、盗難のないよう十分に気をつけることとしていましたが、どのような業務が発生するかが明確でなかったため、説明を補足しております。

さらに31ページの5の参考には、これまで43ページ、別紙6に参考情報として記載していた資料の公開方式を移動しまして、当館職員が担う業務と業務従事者をお願いする業務を明確にしております。

以上が入札実施要項（案）についての審議に当たり議論のポイントとなると思われる部分を中心に御説明させていただいたところとなっておりますので、御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○事務局 岡本委員、手を挙げられていらっしゃいますでしょうか。

○中川主査 岡本委員、お願いいたします。

○事務局 岡本委員、音声、マイクがオンになっていないようでございます。岡本委員、こちらの声は聞こえていますでしょうか。こちらの声は聞こえていますか。では、音声不通のため、岡本委員はメールで対応することとさせていただきたいと存じます。

○中川主査 では、石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 2つあります。まず、56分の7ページですが、資格要件を緩和ということで、（4）、「平成27年度以降に、美術に関する専門図書館の運営業務を通算3年以上受託し、当該契約を満了した実績を有すること」とあるのですが、美術に関する専門図書館というのは、日本でそんなにたくさんあるのでしょうか。何かこれはまだ厳しいのではないかなと思った次第で、美術に関するというのはなくて、図書館の運営業務ならまだかなり手を挙げる方が多いような気がするのですが、その辺についてはどのようにお考えなのかお聞きしたいというのが1つ。

次、もう一つ目は、56分の5の1.2.1の運営業務の質というところですが、③、業務の的確性というところで、新美術館による新規書誌ローカルデータ確認後の修正作業の発生というのが、要求水準が5件以内とあるのですが、その内容がよく分からないのですが、これは厳し過ぎるということはないですかということと、それから、修正作業

の発生が5件以内と書くと、請け負った業者が、修正が必要なのにわざと5件を超えると質を担保できないということになるので隠すとか、直さないというようなことは危惧されないのですかという。

以上2点です。よろしくお願いします。

○伊村情報資料室長 ありがとうございます。

まず、1点目の御質問から答えさせていただきます。1点目は、美術に関する専門図書館ということで数が限られているのではないか、美術というところを取る可能性がないかどうかという御質問についてお答えをしたいと思います。この点については、我々のほうでもかなり議論をしたところですが、美術の専門図書館としての性格を考えたときに、美術館・博物館に所属する図書館だけでなく、大学等も含めて考えると、美術に関する専門図書館というのは広い枠組みを持って捉えることができるということもございまして、実際の業務とすり合わせて考えると、そこを取り外してしまうと、専門性に対応できない業者さんとの認識のすり合わせが難しくなってしまうので、「美術に関する」という語は含めるということで、今回は検討させていただきましたというのが1点目の答えとなります。

2点目に関してですが、新規書誌作成の修正作業が5件以下というのは厳しいのではないかと御指摘に関しまして、専門的な御質問をいただきありがとうございます。おっしゃるとおりでして、修正というのは常に発生するものでもあるので、この5件というのを、何をもって修正とみなすのかということではもしかしたら修正の余地があるのではないかと今の御指摘をいただいて考えましたので、ここはもう少しもしかしたら緩和したほうがよろしいのではないかと考えております。

実際の業務に当たる際には、何をもって修正とみなすのかということをきちんと協議した上で、業者さんに対しても負担にならないように、もしかしたら5件ではなくて、具体的な数字は幾つがいいのかというのはすぐにお答えするのが難しいのですが、条件を緩める可能性もあるのではないかと感じております。貴重な御意見をありがとうございます。

○石田副主査 御説明ありがとうございました。御検討のほどよろしくお願いします。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。大見委員、お願いします。

○大見副主査 委員の大見と申します。よろしくお願いします。

先ほど石田委員からも話があった56分の7のところですが、平成27年度以降に、美術に関する専門図書館の運営業務を通算3年以上」と書いてあるのですが、平成27年度以降と期間を制限するのは何か理由があるのでしょうか。

○福田管理室長 福田と申します。工事その他の契約において、過去実績で大体10年に遡って実績を求めるケースが多くございますので、そちらを準用する形で10年という形で設定させていただいております。中には大分もっと遡るケースもございますけれども、あまり遡り過ぎて実績が古過ぎる場合も、今は対応可能なかというところが不明でございますので、このぐらいの期間が妥当ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○大見副主査 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

○岡本副主査 すみません、岡本ですけれども、聞こえますか。

○中川主査 聞こえます。どうぞ、岡本委員。

○岡本副主査 2点だけ確認をさせてください。よろしいでしょうか。

○中川主査 どうぞ。お願いいたします。岡本委員。

○岡本副主査 すみません、細かい点はメールで確認をしたいのですが、56分の11ページの8番の(1)、①、報告等(音声途切れ)項目です。ここで、「本業務を実施したとき又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに新美術館に報告するものとし、新美術館と落札者が協議するものとする」と書いてあるのですが、この文章の意味が1つ分からない点があって、落札者が本業務を実施したときも新美術館と落札者が協議をすることになるのですか。

○中臺課長 ありがとうございます。大変申し訳ないのですが、今御意見いただいたところで、音声の一部途切れてしまったところがありまして、聞き取れませんでした。

○岡本副主査 そうですか。では、メールでお送りいたします。失礼いたしました。

○中臺課長 ありがとうございます。すみません。

○岡本副主査 中川主査、音声が悪いようですので、全てメールでお出しします。申し訳ございません。

○中川主査 承知しました。よろしくお願いいたします。

ほかに御意見や御質問はございますか。奥委員、お願いいたします。

○奥副主査 ありがとうございます。5ページの先ほど石田委員から御指摘があった運用

業務の質のところの③の項目ですけれども、評価指標と要求水準については改めて検討されるということでしたが、要求事項の表現もこれでいいのか御確認いただいたほうがよろしいのではないかと思います。「図書館等の登録業務を的確に行うこと」とありますが、恐らくこれは美術資料の登録業務なのか、そういう意味ではないかと思しますので、こちらの表現についても改めて御検討いただければと思います。

○中臺課長 御指摘ありがとうございます。表記につきましては、適切な表記に修正をさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 現時点で修正が生じているものについて、2点ほど挙げさせていただきます。

石田副主査から、56分の5ページの運營業務の質の③、業務の的確性のところにつきまして、評価指標が正しいのか、要求水準が厳しくなっていないのかというような御意見をいただきましたので、こちらについては検討させていただきます。また、同じところで奥委員から、要求事項につきまして言葉が「図書館等」というところが正しくないのではないかという御指摘をいただきましたので、こちらにつきましても検討させていただきます。このほか、岡本委員からは、後ほどメールのほうで御指摘事項をまとめたものをいただけたということでしたので、そちらも踏まえて検討させていただきます。以上です。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、本日の審議を踏まえ、独立行政法人国立美術館国立新美術館におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○中臺課長 ありがとうございます。

○事務局 事務局でございます。国立新美術館様、本日はありがとうございました。御審議は以上となりますので、退室ボタンを押して御退室されてください。ありがとうございました。

○中臺課長 ありがとうございます。

(独立行政法人国立美術館国立新美術館退室)

— 了 —